

に掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合は、次に掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

- イ 6日目まで
 - (1) 入所定員が60人以下の場合 320単位
 - (2) 入所定員が61人以上90人以下の場合 288単位
 - (3) 入所定員が91人以上の場合 252単位
- ロ 7日目から12日目まで
 - (1) 入所定員が60人以下の場合 160単位
 - (2) 入所定員が61人以上90人以下の場合 144単位
 - (3) 入所定員が91人以上の場合 126単位
- 3 家庭連携加算
 - (1) 所要時間1時間未満の場合 187単位
 - (2) 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定施設基準第69条第1項又は第70条第1項の規定により指定肢体不自由児施設（通所による指定施設支援を行う場合に限る。）又は指定肢体不自由児通園施設に置くべき従業者のいずれかの職種の者（以下この第4において「指定肢体不自由児通園施設等従業者」という。）が、施設支援計画（指定施設基準第80条第2項及び第3項において準用する指定施設基準第24条第1項の施設支援計画をいう。4において同じ。）に基づき、あらかじめ施設給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して当該障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、当該指定施設支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。
- 4 訪問支援特別加算
 - (1) 所要時間1時間未満の場合 187単位
 - (2) 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定肢体不自由児施設又は指定肢体不自由児通園施設において継続して指定施設支援を利用する障害児（通所による指定施設支援を受ける者に限る。）について、連続した5日間、当該指定施設支援の利用がなかった場合において、指定肢体不自由児通園施設等従業者が、施設支援計画に基づき、あらかじめ施設給付決定保護者の同意を得て、当該障害児の居宅を訪問して当該指定肢体不自由児施設又は指定肢体不自由児通園施設における指定施設支援に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、当該指定施設支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。
- 5 入院時特別支援加算
 - イ 当該月における入院期間（入院の初日及び最終日並びに2の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。ロ及び注において同じ。）の日数の合計が7日未満の場合 561単位
 - ロ 当該月における入院期間の日数の合計が7日以上の場合 1,122単位

注 指定肢体不自由児療護施設において、家族等から入院に係る支援を受けることが困難な障害児が病院又は診療所（当該指定肢体不自由児療護施設の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、指定施設基準第71条第1項の規定により指定肢体不自由児療護施設に置くべき従業者のいずれかの職種の者（栄養士及び調理員を除く。）が、施設支援計画（指定施設基準第80条第4項において準用する指定施設基準第24条第1項の施設支援計画をいう。）に基づき、当該病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他日常生活上の支援を行った場合に、1月につき1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。
- 6 食事提供加算
 - イ 食事提供加算(I) 42単位
 - ロ 食事提供加算(II) 58単位

- 注1 イについては、中間所得者の施設給付決定に係る小学校就学前の障害児及び低所得者等の施設給付決定に係る障害児（小学校就学前の障害児を除く。）に対し、指定肢体不自由児施設（通所による指定施設支援を行う場合に限る。）又は指定肢体不自由児通園施設において、指定施設支援を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。
- 2 ロについては、低所得者等の施設給付決定に係る小学校就学前の障害児に対し、指定肢体不自由児施設（通所による指定施設支援を行う場合に限る。）又は指定肢体不自由児通園施設において、指定施設支援を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。
- 7 利用者負担上限額管理加算 150単位
- 注 指定肢体不自由児施設又は指定肢体不自由児通園施設が障害児（通所による指定施設支援を受ける者に限る。）の施設給付決定保護者から、指定施設基準第76条第2項の規定により、施設利用者負担額合計額の管理を依頼され、施設利用者負担額合計額の管理を行った場合には、1月につき所定単位数を加算する。
- 8 栄養管理体制加算
 - イ 栄養管理体制加算(I)
 - (1) 入所定員が41人以上50人以下の場合 24単位
 - (2) 入所定員が51人以上60人以下の場合 20単位
 - (3) 入所定員が61人以上70人以下の場合 17単位
 - (4) 入所定員が71人以上80人以下の場合 15単位
 - (5) 入所定員が81人以上90人以下の場合 13単位
 - (6) 入所定員が91人以上100人以下の場合 12単位
 - (7) 入所定員が101人以上110人以下の場合 10単位
 - (8) 入所定員が111人以上120人以下の場合 10単位
 - (9) 入所定員が121人以上130人以下の場合 9単位
 - (10) 入所定員が131人以上140人以下の場合 8単位
 - (11) 入所定員が141人以上150人以下の場合 8単位
 - (12) 入所定員が151人以上160人以下の場合 7単位
 - (13) 入所定員が161人以上170人以下の場合 7単位
 - (14) 入所定員が171人以上180人以下の場合 6単位
 - (15) 入所定員が181人以上190人以下の場合 6単位
 - (16) 入所定員が191人以上の場合 6単位
 - ロ 栄養管理体制加算(II)
 - (1) 入所定員が41人以上50人以下の場合 22単位
 - (2) 入所定員が51人以上60人以下の場合 18単位
 - (3) 入所定員が61人以上70人以下の場合 15単位
 - (4) 入所定員が71人以上80人以下の場合 13単位
 - (5) 入所定員が81人以上90人以下の場合 12単位
 - (6) 入所定員が91人以上100人以下の場合 11単位
 - (7) 入所定員が101人以上110人以下の場合 10単位
 - (8) 入所定員が111人以上120人以下の場合 9単位
 - (9) 入所定員が121人以上130人以下の場合 8単位
 - (10) 入所定員が131人以上140人以下の場合 7単位
 - (11) 入所定員が141人以上150人以下の場合 7単位
 - (12) 入所定員が151人以上160人以下の場合 6単位
 - (13) 入所定員が161人以上170人以下の場合 6単位
 - (14) 入所定員が171人以上180人以下の場合 6単位
 - (15) 入所定員が181人以上190人以下の場合 5単位
 - (16) 入所定員が191人以上の場合 5単位